

上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要編集規程

- 第1条 上越教育大学特別支援教育実践研究センター（以下「センター」という）は、機関誌を発行し、上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要（以下「紀要」という）と称する。
- 第2条 紀要は、原則として年1回発行する。
- 第3条 紀要には、論文等、資料、センターの事業報告を掲載する。論文等は、特別支援教育の臨床や実践に関する未公開の研究論文であり、特別論文及び論文とする。資料は、地域の情報及び教材・教具の紹介とする。センターの事業報告は、当該年度におけるセンターの活動に関する報告であり、センターセミナーや実践研究発表会の報告等を含むものとする。
- 第4条 紀要の編集のため、編集委員会（以下「委員会」という）を置く。
2. 委員会は、センター運営委員のうちから選出された若干名の編集委員をもって組織する。
3. 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 第5条 編集事務を担当するために、編集幹事（若干名）を置く。
2. 編集幹事は、特別支援教育領域教員のうちから委員長が委嘱する。
- 第6条 論文等の筆頭執筆者は、上越教育大学発達支援教育実践研究コース（特別支援教育領域）の教員、同コース領域の大学院生（修了生を含む）、または委員会が認めた者とする。
- 第7条 紀要に論文等又は資料の掲載を希望する者は、紀要論文等執筆規程に従って執筆し、委員会に送付するものとする。
2. 投稿された論文等及び資料の採否は、2名以上の査読者による審査を行い、委員会の合議によるものとする。
3. 委員会は、投稿された論文等及び資料の審査について、必要があると認めるときは、編集委員以外の者に審査を依頼することができる。
- 第8条 採択された論文等及び資料の形式、内容について、委員会において添削を加えることがある。ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
- 第9条 採択された論文等及び資料の著作権は著者に属するものとするが、委員会は著者から個別に同意又は許諾を得ることなく、その頒布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができるものとする。
2. 採択された論文等及び資料は当該年度の紀要に掲載し、センターホームページ（<http://www.juen.ac.jp/handic/>）及び上越教育大学リポジトリ（<http://repository.lib.juen.ac.jp/>）に公開するものとする。
- 第10条 紀要に掲載されたもの及び委員会により公衆送信されたものは無断で複製あるいは転載することを禁じる。
- 附則：この規程は、平成6年12月15日から施行する。
- 附則：この規程は、平成8年6月27日から施行する。
- 附則：この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則：この規程は、平成12年7月13日から施行する。
- 附則：この規程は、平成14年7月16日から施行する。
- 附則：この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附則：この規程は、平成19年7月25日から施行する。
- 附則：この規程は、平成20年7月22日から施行する。
- 附則：この規程は、平成20年8月23日から施行する。
- 附則：この規程は、平成22年7月13日から施行する。
- 附則：この規程は、平成25年6月11日から施行する。
- 附則：この規程は、平成29年6月15日から施行する。
- 附則：この規程は、令和3年7月27日から施行する。
- 附則：この規程は、令和7年6月25日から施行する。

上越教育大学特別支援教育実践研究センター紀要論文等執筆規程

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. ワープロを用い、A4判用紙に25字×32行（800字）で印字された原稿を提出すること。A4判用紙の原稿3.6枚は刷り上がり1頁に相当する。本文、文献、図表、要約を全て含めた論文の刷り上がり頁数は、6頁を上限とする。
3. 原稿・表と図・執筆書式の3つのファイルを編集幹事宛にメール添付(MSWord または PDF ファイル)で送付する。なお、執筆書式の送付は刷り上がり頁数を確認することを目的とする。
4. 使用漢字は常用漢字を、仮名づかいは現代仮名づかいを原則とする。

5. 表と図は、その印刷位置及び大きさをあらかじめ表示しておくものとする。
6. 冒頭には、本文と別に和文で抄録（400字以内）を付し、それを読めば問題、目的、方法、結果、考察、結論の要点がほぼ把握できるようにする。
7. 論文にはキー・ワードを必要とする。キー・ワードは和文抄録に付加するものであり、3～5項目をつける。
8. 外国人名・地名等の固有名詞以外はなるべく訳語を用い、必要な場合は初出の際だけ原語を付記する。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げるものとする。雑誌の場合は、著者名、発行年、題目、雑誌名、巻数、論文所在頁の順、単行本の場合は、著者名、発行年、書名、発行所の順に記述する。
文献の記述例は、以下のとおりである。
Kirmse, U., Jacobsen, T., & Schröger, E. (2009). Familiarity affects environmental sound processing outside the focus of attention: An event-related potential study. *Clinical Neurophysiology*, 120, 887-896.
上越教育大学（2018）「思考力」が育つ教員養成－上越教育大学からの提言－. 上越教育大学出版会.
10. 論文の投稿等期日については、編集委員会が別途定めるものとする。
11. 執筆者による校正は、原則として1回とする。執筆者は、校正時に加筆・修正しないことを原則とする。
12. 投稿論文は、原則として返還しない。
13. 印刷の体裁は、編集委員会に一任する。